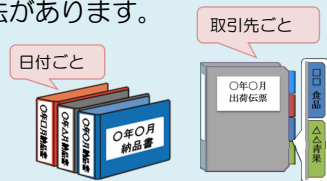


4 記録の保存 (p37)

記録の保存方法を決めます。伝票や台帳をファイルに綴じてロッカーに保存したり、入力されたデータを電子媒体で保存するなどの方法があります。

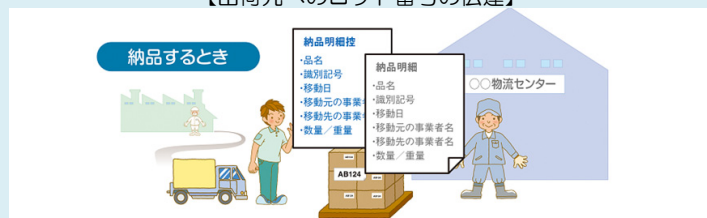
問題が生じた際に、直に取り出せるよう、整理しておきましょう。日付順や入荷先・出荷先ごとに保存しておくなどの工夫が必要でしょう。



5 記録の伝達 (p40)

食品を出荷する際に、品名、ロット番号、出荷日（または納品日）、出荷元と出荷先、数量の情報を、出荷先事業者に伝達します。

【出荷先へのロット番号の伝達】



実践的なマニュアルや本ダイジェスト版は、農林水産省HPの「食品トレーサビリティ」のページからダウンロードできます。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/index.html#1>

問い合わせ先:

農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課

TEL: 03-3502-5716 FAX: 03-6744-1974

地方農政局など

北海道農政事務所 消費生活課

TEL: 011-330-8813

東北農政局 消費生活課

TEL: 022-221-6095

関東農政局 消費生活課

TEL: 048-740-0357

北陸農政局 消費生活課

TEL: 076-232-4227

東海農政局 消費生活課

TEL: 052-223-4651

近畿農政局 消費生活課

TEL: 075-414-9771

中国四国農政局 消費生活課

TEL: 086-224-9428

九州農政局 消費生活課

TEL: 096-300-6126

沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課

TEL: 098-866-1672

食品の足あと たどれますか？



平成25年度食品トレーサビリティ促進委託事業

食品トレーサビリティ

「実践的なマニュアル」

ダイジェスト版 総論

「食品トレーサビリティ」とは
「食品の移動を把握できること」

トレーサビリティが必要な理由

各事業者が食品を取り扱ったときの記録を作成して残しておくことで、食中毒など健康に影響を与える事故・法令違反などの問題が生じた際に、問題のある食品がどこに行ったかを調べたり（**追跡**）、どこから来たかを調べたり（**遡及**）することができます。

万一の問題が起きたとき、トレーサビリティが役に立つ



農林水産省

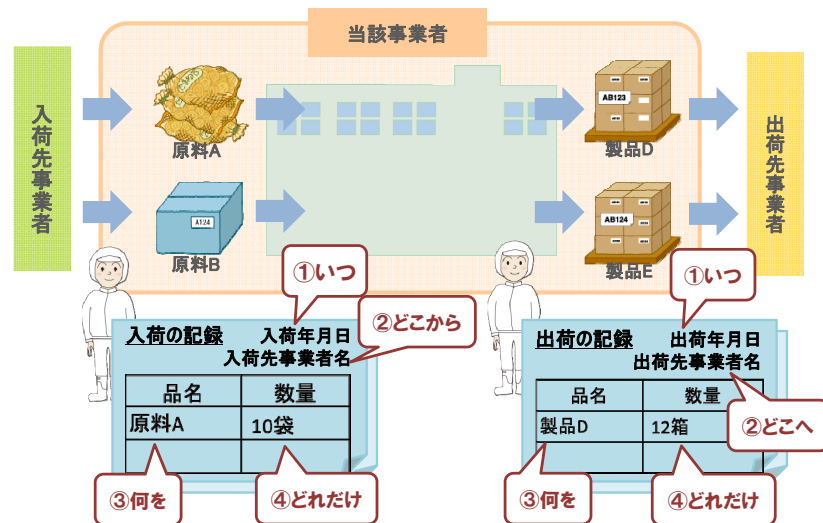
1 入荷先・出荷先の特特定（基礎トレーサビリティ）（p11）

①入荷の記録：入荷に関する以下の基本4項目を記録し、保存する。

①いつ、②どこから、③何を、④どれだけ

②出荷の記録：出荷に関する以下の基本4項目を記録し、保存する。

①いつ、②どこへ、③何を、④どれだけ



2 食品の識別（p17）

食品の識別とは、ロットや個体・個別製品を特定できること。

具体的には、取り扱う単位を定め、それに固有の番号をつければ、識別が可能になります。

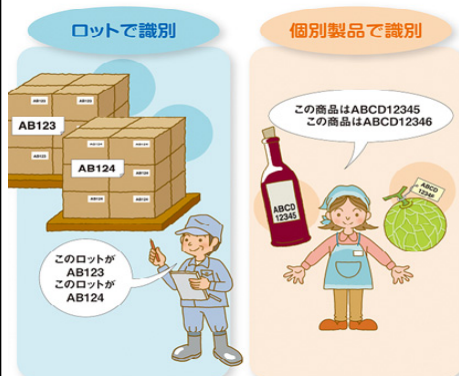
※ロット：ほぼ同一の条件下において生産・加工または包装された原料・中間品・製品のまとまり

ロットで識別

多くの場合は、数多くの製品1つ1つに固有番号を割り当て、追跡の単位にするには大きなコストがかかります。そこで、多数の製品を1つの「ロット」、つまり製品のまとまりとして扱います。

個別製品で識別

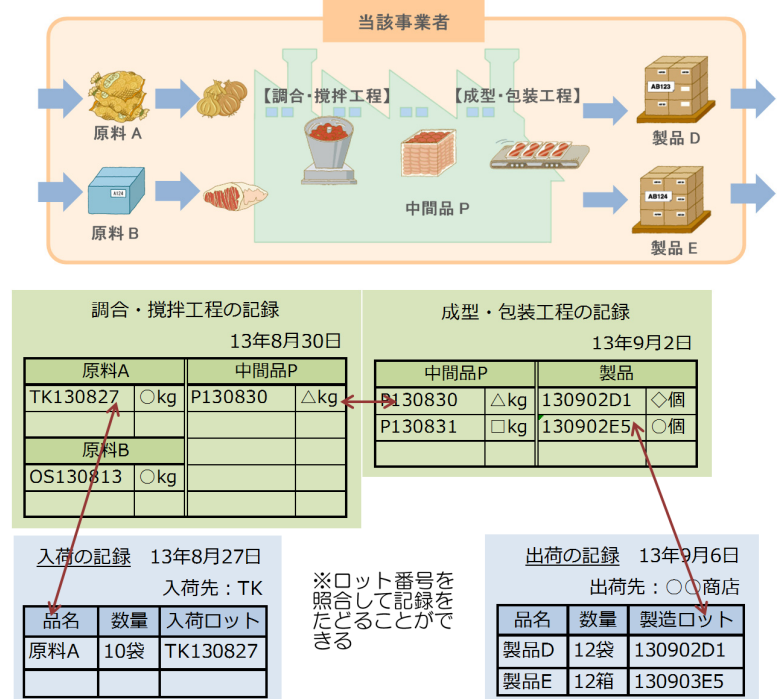
解体前の牛1頭、大型のマグロ1本のように、ひとかたまりが大きい場合には、そのまま1つの識別単位とし、固有の番号を与えることが可能です。



3 識別した食品の対応づけ（内部トレーサビリティ）（p27）

製造業の場合、中間品がある場合には、原料ロットと中間品ロット、中間品ロットと最終製品の製造ロット、との対応づけができるようにし、入荷から出荷まで追跡・遡及できるようにします。

【製造・加工業における対応づけの記録の例】



卸売業や小売業でも、加工・包装等の工程がある場合には、製造業と同じように対応づけができるように記録を作成します。

【卸売業における対応づけの記録の例】

